

平成24年7月4日

不当な取引行為により土地販売を行っている事業者 に関する情報提供について

福岡県は、本日、宅地建物取引業者である「株式会社センチュリー開発（本店：福岡市博多区）」が行っている消費者宅を訪問しての土地販売について、福岡県消費生活条例（昭和52年3月28日福岡県条例8号。以下「条例」という。）第20条に定める不当な取引行為があり、今後も、その不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められたため、条例第22条第2項に基づき、その情報を広く消費者に提供することとしました。

- ・土地を購入する場合は、業者のセールストークをうのみにせず、土地の売買情報などの調査を行い、慎重に判断してください。
- ・土地を所有している方は、「売却処分してあげる」「税金対策に」等と訪問を受けた場合は、注意して下さい。
- ・現地で「後で自社が買い取る」と告げて即日契約などの契約を急がせる業者は要注意です。
- ・不審に思った場合は、県消費生活センター又は近くの消費生活センター等にご相談下さい。

つきましては、広く県民への情報提供を行い消費者被害の防止を図りたいので、報道各社におかれましても、ご理解とご協力をお願いします。

1 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社センチュリー開発
- (2) 代 表 者：代表取締役 水口 友佑
- (3) 所 在 地：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目18番20号（登記簿本店）
福岡県福岡市博多区博多駅南3丁目2番3号（実質事務所）